

児童扶養手当支給事務指導監査実施状況

1 実地指導監査の状況（監査対象自治体数：10都県255市区）
平成28年度の実地指導監査は、1都34市を対象に実施しました。

2 実地指導監査結果
実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	8	1	9
2. 関係機関等との連携の状況	3	0	3
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	3	0	3
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	4	4
(1) 広報の時期、内容	0	4	4
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	0	3	3
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	1	1
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	2	2
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況	20	23	43
(1) 認定請求書受理の状況	14	6	20
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成指導の状況	0	3	3
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	2	6	8
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	4	4
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	0	0
(6) その他	4	4	8

6. 認定請求書の審査及び決定の状況	3	4	7
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照合)の状況	0	0	0
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得についての確認(課税台帳等との照合)の状況	2	4	6
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	1	0	1
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
7. 現況届の処理状況	34	22	56
(1) 現況届受理の状況	1	1	2
(2) 課税台帳等の照合の状況	22	18	40
(3) 審査、決裁の状況	0	1	1
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	5	1	6
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	1	1	2
(7) その他	5	0	5
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	2	9	11
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	9	9
(3) 審査・決裁の状況	2	0	2
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	1	7	8
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	0	3	3
(2) 審査及び提出の状況	1	2	3
(3) 職権による事務処理の状況	0	0	0
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	2	2
10. その他	8	0	8
合 計	79	73	152

(2) 指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
1. 主管課の業務体制の状況	
○障害認定医の委嘱	・障害認定医が委嘱されていないので、委嘱すること。
2. 関係機関等との連携の状況	
○所得更正の確認	・本人及び扶養義務者等の所得更正の確認が不十分であるので、税務関係部局との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。
3. 広報の状況	
○広報の充実	・広報紙による制度広報が行われていないので、広報紙による制度広報に努めること。
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○受付処理簿の整備	・受付処理簿が作成されていないので、作成して受付書類の処理経緯を確実に記録すること。
5. 認定請求書受理の状況	
○受理時における添付書類の整備	・認定請求書の受理時に必要とする書類(事実婚解消等調書、遺棄を支給事由とする事例における福祉事務所長の証明など)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
○認定請求書の請求日	・認定請求書の請求年月日について、本人の訂正印なしに訂正している事例があったので、認定請求書の請求年月日は手当の支給月を決定する重要な事項であることから、必ず本人が記入する取り扱いとし、請求年月日を訂正する場合は本人の意思で行ったことが分かるよう訂正印等により行うこと。
○公的年金調書の作成	・認定請求時の公的年金調書が作成されていない事例があったので、必ず全ての請求者について作成し、公的年金給付の受給状況の確認を行うこと。
○額改定請求書の受理事務	・額改定請求書の受理時に必要とする書類(戸籍抄本、事実婚解消等調書など)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	・受給者と生計を異にする扶養義務者の状況をみると、客観的に生計同一でないと判断するための根拠となる資料が不十分なまま認定していたので、受給者とその扶養義務者が生計を異にする申立の場合には、本人の申立書、住居の見取り図及び公共料金の契約・負担の状況等生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを確認すること。

7. 現況届の処理状況	
○受理時の添付書類の整備	・現況届の受理時に必要とする書類(別居監護を事由とする事例における学校長、寄宿舎の長、民生委員・児童委員等の証明)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
○所得の確認(養育費)	・現況届に添付されている「養育費等に関する申告書」において、受給者が申告した養育費をそのまま所得額として計上していたので、「養育費等に関する申告書」の様式を工夫するなどし、申告の内容に誤りがないか十分審査した上で所得額に算入すること。
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	・受給者と生計を異にする扶養義務者の状況を見ると、客観的な証明がある場合は生計同一関係にないと解してよいとされているが、その確認を行っていないので、受給者とその扶養義務者が生計を異にする申立の場合には、本人の申立書、住居の見取り図及び公共料金の契約・負担の状況等生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを確認すること。
○未提出者に係る事務処理	・現況届未提出者の時効処理において、現況届提出命令書を発出しないまま職権で資格喪失処理を行っていたので、配達記録が残る方法により現況届提出命令書を発出した後に資格喪失処理を行うこと。
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	
○一部支給停止適用除外事由届出書の受理状況	・児童扶養手当法第13条の3の一部支給停止適用除外事由届出書は提出されているものの、適用除外事由を明らかにできる内容とは認められない書類(確認期間において就業していることを確認できない雇用証明書(証明日が空欄)、介護を行うため就業困難であることを明らかにする書類(民生委員・児童委員の証明書等)が未添付など)で認定されている事例があったので、一部支給停止適用除外となる事由を明らかにした上で認定すること。
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○資格喪失届に係る事務処理	・資格喪失の事務処理にあたって、受給資格喪失時点の確認において、戸籍、住民票等の関係公簿による確認を行った記録がない事例や資格喪失に至った記録が不十分な事例があったので、関係公簿等による確認や資格喪失に至った事実や事実婚であることを明らかにする内容の申立や聴き取りを記録することにより行うこと。
○資格喪失日の取扱いについて	・児童福祉施設への入所措置による資格喪失は、入所措置日の前日をもって資格喪失とすること。
10. その他	
○公的年金の受給による支給制限に係る事務処理について	・児童扶養手当法第13条の2に基づく公的年金等の受給による支給制限に係る事務処理については、「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱について」の別添事務処理要領に基づき、物価スライド等による公的年金給付等の額の改定の事務処理を行うこと。
○住所変更届	・受給者が市外から転入する際に、住所変更届の様式が未作成のため、認定請求書を代用していたので、住所変更届の様式を作成し、受給者が手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をしたときは、児童扶養手当法施行規則第6条第2項により、14日以内に住所変更届を変更後の支給機関に提出させること。